

2020年4月30日 全5頁

有報提出期限、9月末まで一律延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開示府令等を緊急改正

金融調査部 (主任研究員) 横山 淳

[要約]

- 2020 年 4 月 17 日、有価証券報告書等の提出期限を一律に 9 月末まで延長する開示府令 等の改正が公布、施行された。
- これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの企業や監査法人による決算業務や監査業務に大きな影響が生じていることを受けたものである。
- いわゆる3月決算会社の有価証券報告書のみならず、2020 年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書などが、幅広く対象となる。
- 現下の状況を踏まえれば、金融庁の対応はやむを得ないものだと考えられる。法定開示書類の提出期限延長に伴う情報開示の遅れが、市場の混乱を招かないようにするためにも、今こそ、上場会社と機関投資家の「対話」の真価が問われているように思われる。

1. 開示府令等の緊急改正

2020 年 4 月 17 日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(令和 2 年内閣府令第 37 号) が公布、施行された ¹。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、有価証券報告書などの提出期限を、 企業が個別の申請を行わなくても、一律に 2020 年 9 月末まで延長するものである。

¹ 令和 2 年 4 月 17 日付官報特別号外第 51 号。なお、金融庁のウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji./tml) にも掲載されている。

2. 改正内容

(1)対象

今回、提出期限の延長の対象となるものは、次のものである(改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(改正開示府令)附則 4 項)。

令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国会社報告書、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書(注)

(注) 外国会社四半期報告書、外国会社半期報告書、外国親会社等状況報告書も延長の対象となる。

いわゆる 3 月決算会社の有価証券報告書(提出期限は 2020 年 6 月)のみならず、2020 年 4 月 20 日から 9 月 29 日にまでの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書などが、幅広く対象となる。

(2)提出期限

対象となる開示書類の提出期限は、一律、**2020年9月30日**となる。

(3)手続等

今回の提出期限の延長については、企業が個別の申請を行うことは不要とされている。

すなわち、有価証券報告書を例にとると、金融商品取引法上、本来、提出期限は「事業年度経過後三月以内」とされている(金融商品取引法 24 条 1 項)。しかし、「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内」に提出すればよいこととされている(同前)。

今回の開示府令の改正により、前記(1)の対象となるものについては、新型コロナウイルス感染症の影響により「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当し、一律に、2020年9月30日まで提出期限の延長の「承認があったものとみなす」こととされている(改正開示府令附則4項)。

3. 提出期限の延長に伴う総会、決算などの対応

有価証券報告書等の提出期限の一律延長を受けて、株主総会や決算などの手続にも影響が生 じる可能性がある。この点について、次のような見解等が関係機関から出されている。



(1)株主総会(いわゆる「継続会」の活用)

2020年4月3日、金融庁は、「新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため」²、同庁を事務局とする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を設置した。同協議会は、4月15日(改正開示府令の公布・施行の前だが、金融庁から提出期限の一律延長の方針は既に示されていた)、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表した³。

この中で同協議会は、当初予定した定時株主総会の時期(3月決算会社であれば2020年6月) までに決算・監査業務を完了できない可能性があることから、次のように、いわゆる「継続会」 の活用を選択肢の一つとして掲げている。

- ▶ 資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば、以下のような手続をとることも考えられること。
- 1. 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行(会社法317条)の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
- 2. 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで 決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主 に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内 に継続会を開催する。
- 3. 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際して も、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。

(出所) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」(2020 年 4 月 15 日)

株主総会の「議題の審議に入ったが審議が終わらないまま総会を後日に継続すること」 *を「続行」といい、株主総会の決議によって行うことができる(会社法 317 条)。この「続行」決議に基づき、後日、継続審議を行う場のことを、一般に株主総会の「継続会」と呼ぶ。

当初開催された株主総会と、その「継続会」の株主総会は、同一性を有し、改めて招集手続や 基準日の設定などを行う必要がないと解されている⁵。そのため、例えば、迅速な新体制発足の ため、取締役選任議案は当初予定された日程で決議したいものの、決算・監査業務は新型コロナ ウイルス感染症の影響で間に合いそうにないため、計算書類の内容の報告(会社法 439 条)など

⁵ 森田多恵子「新型コロナウィルス感染症拡大下における株主総会の留意事項について」 (https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_200323_corporate.pdf) p. 5 など参照。



² 金融庁のウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403_kansa/20200403.html)。

³ 金融庁のウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html)。

⁴ 東京弁護士会会社法部「新株主総会ガイドライン」(商事法務) p. 249。

は難しいといったケースを想定した場合、新たな株主総会を招集し直すよりは手続が簡略であ り、有効な方策であると考えられる。

もっとも、改めて基準日の設定などを行う必要はないとはいえ、新型コロナウイルス感染症の 終息時期が見通せない中で、株主総会という大きな「イベント」を実質的に 2 度にわたって実 施する必要があることには変わらない。その意味では、不特定多数に株主が分散している上場 会社の場合、あくまでも選択肢の一つという位置づけになるものと思われる。

(2) 決算発表日程の再検討など

東京証券取引所(東証)は、2020年4月14日、「『有価証券報告書等の提出期限の延長』に伴う決算発表日程の再検討のお願い」 ⁶を公表した。

この中で、東証は、金融庁が提出期限を一律に延長したことを踏まえ、上場会社に対して<u>「改</u> **めて自社の決算作業等の進捗状況を的確に把握いただき、必要な対応をご検討くださいますよ うお願いいたします」**(下線太字は筆者による)と求めている。

併せて、有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延を理由とする上場廃止の取扱い(東証有価証券上場規程 601 条 1 項 10 号) に関しても、本来の提出期限(3 月決算会社の有価証券報告書であれば 2020 年 6 月) ではなく、延長された提出期限(2020 年 9 月末) が基準となることを周知・確認している。すなわち、有価証券報告書又は四半期報告書を、2020 年 9 月末を経過後1ヶ月以内(2020 年 10 月末まで)に提出しなかった場合に、原則、上場廃止となる。

おわりに

有価証券報告書等の提出期限について、2020年2月の段階では、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することが認められています」「として、企業が、自社の状況に応じて、個別に延長を申請するというのが、金融庁のスタンスであった。

これが、今回の改正で、提出期限を一律に9月末まで延長することとされた。新型コロナウイルス感染症が現に企業の決算・監査業務に与えている影響を踏まえれば、今回の金融庁の措置はやむを得ないものといえるだろう。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症が上場会社の事業活動や経営成績などに及ぼす影響は、 株主・投資者にとっても関心が高い。市場における公正な価格形成の観点からも適時・適切な開 示は重要である。健康・安全の確保が最優先となることはもちろんだが、法定開示書類の提出期

⁷ 金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」(2020年2月10日) (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html)。



⁶ 東証のウェブサイト(<u>https://www.jpx.co.jp/news/1020/20200414-01.html</u>)。

限延長に伴う情報開示の遅れが、市場の混乱を招かないように、上場会社のみならず、すべての 関係者が努力することも期待されるだろう。

その意味では、私見だが、コーポレートガバナンス・コードが上場会社に対して求める「株主との建設的な対話」(原則5-1)や、日本版スチュワードシップ・コードが機関投資家に対して求める「目的を持った対話」(エンゲージメント)は、今こそ、その真価が問われるのではないだろうか。

コミュニケーションの手段は、何も「対面での一対一の会話」に限られるわけではない。例えば、上場会社による「適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るもの」(コーポレートガバナンス・コード基本原則3「考え方」)であり、これを受けて機関投資家が「スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか」(日本版スチュワードシップ・コード指針1-2)を公表・説明することは、立派なコミュニケーションとなり得ると筆者は考えている。

困難な環境ではあるが、双方がコミュニケーションの努力を行うことでこれを乗り越え、中長期的な信頼関係が構築されることを期待したい。

